

介第378号  
令和6年1月30日

介護サービス事業所 管理者 様

山口市健康福祉部介護保険課長

令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における  
改定事項について

平素は、本市の高齢者保健福祉施策の推進について御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度介護報酬改定における改正内容のうち、別紙に掲げる改正事項については、令和5年度末（令和6年3月31日）で経過措置が終了となります。当該経過措置終了まで約2か月となっておりますので、未対応の事業所におかれましては、経過措置期間満了までに実施できるように、御準備をお願いいたします。

山口市健康福祉部介護保険課  
担当 : 森、藤田  
TEL : 083-934-2805  
E-mail : kaigo@city.yamaguchi.lg.jp